

奈良県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 畠田藤井線

三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
202	北葛城郡王寺町四丁目三六四番三先地内	前	六・六 ） 七・二	一三・〇	
		後	六・六 ） 一三・八	一三・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和七年三月二十八日